

天草広域連合新ごみ処理施設
整備・運営事業

入札説明書

天草広域連合

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 事業の目的及び内容	3
1. 事業名	3
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3. 公共施設等の管理者	3
4. 事業目的	3
5. 本事業対象施設の概要	4
6. 事業方式	4
7. 契約の形態	5
8. 事業期間	5
9. 事業予定地	5
10. 関係法令等の遵守	5
11. 事業期間終了後の措置	5
12. 事業の対象となる業務範囲	6
13. 事業スケジュール	7
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 民間事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 入札に関する担当部署等	15
4. 応募者の入札参加資格要件	15
5. 応募者の審査及び落札者の選定	19
第4章 本事業に関する提示条件	21
1. 民間事業者の収入	21
2. 売電収入の帰属先	21
3. 広域連合が適用を予定している交付金について	21
4. 保険	21
5. 想定されるリスクの分担	22
第5章 落札候補者決定後の手続き並びに契約に関する事項	23
1. 特別目的会社の設立	23
2. 契約内容に関する協議	23
3. 事業契約の締結	23
4. 地位の譲渡等	24
5. 入札保証金及び契約保証金	24
1. 対価の構成	30
2. 対価の支払い方法	31
3. 運営委託費の改定	31
1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方	34

2.	業務改善についての措置	35
3.	運営・維持管理業務委託料の減額の措置	36
1.	設計・建設期間	38
2.	運営・維持管理期間	38

入札説明書添付資料

- 添付資料-1 事業予定地
- 添付資料-2 契約スキーム
- 添付資料-3 役割分担概念図
- 添付資料-4 対価の支払い方法
- 添付資料-5 モニタリング及び対価の減額
- 添付資料-6 民間事業者が付保する保険

第1章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
特定事業	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に準じて実施する事業をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備をいい、工場棟、資源物ストックヤード、計量棟、管理棟の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される関連施設一式をいう。
建設用地	敷地境界線内全範囲を指す。
広域連合	天草広域連合をいう。
構成市町	広域連合を構成する2市1町（天草市、上天草市、苓北町）をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案評価を行う目的で、広域連合が開催する学識経験者などで構成される組織「天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
構成員	落札者の決定後、建設事業者及び運営事業者の内、運営事業者への出資を行う者をいう。
協力企業	落札者の決定後、建設事業者及び運営事業者の内、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
民間事業者	広域連合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を行う者をいう。
運営事業者	落札者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
基本協定	落札者の決定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての広域連合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	落札者に本事業を一括で発注するために、広域連合と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約	本施設の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本施設の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、運営・維持管理に係る業務をいう。

第2章 事業の目的及び内容

1. 事業名

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 天草広域連合新ごみ処理施設

種類 一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

天草広域連合 広域連合長 馬場 昭治

4. 事業目的

本事業は、老朽化の進行する圏域内5つのごみ処理施設を集約し、構成市町の循環型社会形成の拠点となる新ごみ処理施設を天草市楠浦町に建設することにより、積極的なサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルを実現するとともに、施設の建設と長期的な運営に民間活力を導入し、安全で安定的かつ経済的な施設の整備運営を目指すものである。

5. 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	熊本県天草市楠浦町地内
事業予定地	添付資料-1 参照
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務：令和5（2023）年8月（契約締結日）から令和9（2027）年6月30日まで 運営・維持管理業務：令和9（2027）年7月1日から令和29（2047）年3月31日まで
主要な施設	ア 本体施設 ・工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）、資源物ストックヤード（工場棟と別棟の場合に限る。） イ 関連施設 ・計量棟、管理棟 ウ 外構施設 ・駐車場、雨水流出抑制施設、構内道路、植栽、門扉、囲障等その他関連する施設や設備等
計画施設	【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 95t/日（47.5t/日×2炉、24時間稼働） 【マテリアルリサイクル推進施設】 26t/日（5時間稼働）
処理対象物	① エネルギー回収型廃棄物処理施設 ・直接焼却量：21,195t/年 ・処理残渣可燃物量（可燃残渣）：1,730t/年 ・し尿処理施設からのし渣・汚泥等：69t/年 ・小計：22,994t/年 ・災害廃棄物：2,299t/年 ・合計：25,293t/年（R9年度） ② マテリアルリサイクル推進施設 ・不燃・粗大ごみ：3,218t/年 ・資源物：2,292t/年 ・合計：5,510t/年（R9年度）
処理方式	以下の何れかの方式 ・ストーカ式焼却方式+灰資源化 ・シャフト炉式ガス化熔融方式
エネルギー回収率	循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）の交付要綱に従い、15.5%以上とする。

6. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループのうち、落札者として決定された応募者（以下、「落札者」という。）の内、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、その特別目的会社は運営事業者として20年間の運営・維持管理期間にわたって、運営事業者として本施設の運営・維持管

理業務を実施するものとする。

7. 契約の形態

広域連合は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。(基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。)

事業契約の締結主体を「添付資料-2 契約スキーム」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

令和5(2023)年8月(契約締結日)から令和9(2027)年6月30日まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和9(2027)年7月1日から令和29(2047)年3月31日までの19年9か月間

9. 事業予定地

事業予定地は、「添付資料-1 事業予定地」に示すとおりである。

民間事業者は、設計・建設業務期間中に本施設を設計・建設し、令和9(2027)年7月1日から令和29(2047)年3月31日まで本施設の運営・維持管理を実施する。

10. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

11. 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は19年9か月間としているが、広域連合は本施設を供用開始後30年以上にわたって使用する予定であるため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を広域連合の定める引渡し時における要求水準を満足する状態に保って、広域連合に引継ぐものとする。なお、事業期間終了後の措置について、運営終了5年前の令和23年度末(2041年度末)の時点において、広域連合及び民間事業者は協議を開始するものとする。

12. 事業の対象となる業務範囲

広域連合及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

1) 本事業の設計・建設に関する業務

- (ア) 本施設の設計・建設
- (イ) 広域連合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- (ウ) 広域連合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- (エ) 広域連合が行うその他許認可申請・報告・届出等支援
- (オ) 建設工事に係る許認可申請（広域連合が実施するものの支援を含む。）等
- (カ) 近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）

2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 運転管理業務（「添付資料-3 役割分担概念図」参照）
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 測定管理業務
- (エ) 防災管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 関連業務

(2) 広域連合または構成市町が行う業務

1) 本施設に関する業務

- (ア) 設計・建設に関する業務
 - ① 敷地造成及び進入道路工事
 - ② 本施設の交付金申請手続
 - ③ 本施設の設計・建設モニタリング
 - ④ 近隣対応（広域連合が対応すべき範囲）
 - ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 運営・維持管理に関する業務

- ① 近隣対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本施設への処理対象物の搬入
- ④ マテリアルリサイクル推進施設からの資源物の運搬・売却・処分
- ⑤ 搬入禁止物の運搬・処分
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

13. 事業スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 入札公告 | 令和4 (2022) 年 8月 17日(水) |
| (2) 事業提案書の受付 | 令和5 (2023) 年 2月 24日(金) |
| (3) 落札者の決定 | 令和5 (2023) 年 5月中旬 |
| (4) 仮契約の締結 | 令和5 (2023) 年 7月中旬 |
| (5) 契約議案の議会への提案 | 令和5 (2023) 年 8月上旬 |
| (6) 事業契約の締結 | 令和5 (2023) 年 8月上旬 |
| (7) 設計・建設業務 | 令和5 (2023) 年 8月上旬
～令和9 (2027) 年 6月 |
| (8) 運営・維持管理業務 | 令和9 (2027) 年 7月
～令和29 (2047) 年 3月 |

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札候補者決定基準書などの書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から広域連合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

広域連合は以下の手順により、応募者を選定することを予定している。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和4（2022）年 8月 17日（水）
② 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	令和4（2022）年 9月 9日（金）
③ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和4（2022）年 9月 26日（月）
④ 入札参加資格審査申請書類受付・審査	令和4（2022）年 10月 3日（月）
⑤ 入札参加資格審査結果の通知	令和4（2022）年 10月 7日（金）
⑥ 現地見学会	令和4（2022）年 10月 13日（木） ～ 14日（金）
⑦ 概要説明会提出図書受付期限	令和4（2022）年 10月 25日（火）
⑧ 概要説明会	令和4（2022）年 11月 1日（火） ～ 2日（水）
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和4（2022）年 11月 11日（金）
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和4（2022）年 11月 25日（金）
⑪ 事業提案書等入札書類の受付期限	令和5（2023）年 2月 24日（金）
⑫ 落札者決定	令和5（2023）年 5月中旬
⑬ 基本協定締結	⑫の後速やかに
⑭ 事業契約仮契約締結	令和5（2023）年 7月中旬
⑮ 議会承認	令和5（2023）年 8月上旬
⑯ 事業契約本契約	令和5（2023）年 8月上旬

(2) 入札公告

広域連合は、令和4（2022）年8月17日（水）に入札公告を行い、「要求水準書」、「落札候補者決定基準書」、「基本協定書(案)」、「基本契約書(案)」、「建設工事請負契約書(案)」、「運営業務委託契約書(案)」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

(3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、広域連合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和4(2022)年9月9日(金)17:00までとする。

2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する入札説明書等に対する「第1回入札説明書等に関する質問・意見書(様式1-1)」に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

天草広域連合 環境衛生課 施設整備係

(イ) E-mail

ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名) - 第1回入札説明書等に関する質問、意見」

3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、広域連合が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

第1回入札説明書等に関する質問への回答は、令和4(2022)年9月26日(月)に広域連合のホームページの掲載により公表する。

(4) 入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下に従って資格審査申請書に関する必要書類を提出すること。

1) 対象

入札参加希望者

2) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和4(2022)年10月3日(月)17:00までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

(ア) 入札参加資格審査申請書(様式2-1)

(イ) 応募者の構成(様式2-2)

(ウ) 委任状(様式2-3)

(エ) 入札参加資格要件確認書（様式2-4～9）

5) 結果通知

資格審査結果は、令和4（2022）年10月7日（金）に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要となる応募者記号を交付する。

6) 審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について広域連合に対して説明を求めることができる。

(イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、広域連合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00から17：00まで（ただし、12：00から13：00まで及び期間中の休日を除く。）とする。

7) その他

(ア) 提出期限に遅れた資格審査申請書は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(5) 現地見学会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、以下に従って現地見学会に関する提出書類を提出すること。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

入札参加資格審査結果の通知日から令和4（2022）年10月12日（水）12：00までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

(ア) 現地見学会申込書（様式1-3）

(イ) 現地見学会に係る誓約書（様式1-4）

(6) 現地見学会の開催

1) 現地見学会実施日

現地見学会の実施日は、令和4（2022）年10月13日（木）から14日（金）の間を予定しており、詳細は資格審査通過者に対して資格審査結果とあわせて通知する。

2) 見学にあたっての注意事項

見学会への参加者は10名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

なお、現地見学において生じた質疑事項等は「第2回入札説明書等に関する質問」にお

いて取り扱うものとする。

(7) 概要説明会に関する提出書類の受付

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和4（2022）年10月25日（火）17：00まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

(ア) 概要説明会申込書（様式3-1）

(イ) 概要説明会用資料（様式3-2）

- ・全体処理フロー図
- ・配置・動線計画
- ・設計・建設期間の工程
- ・質問事項

(8) 概要説明会の開催

1) 目的

(ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進

資格審査を通過した応募者が、広域連合にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準書未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

2) 概要説明会実施日

広域連合と応募者は、概要説明会用資料等をもとに、令和4（2022）年11月1日（火）～2日（水）に概要説明会を行う。

3) 実施要領

資格審査通過者に対して、当日の概要説明会の実施要領を送付する。

4) 質疑事項の公表

民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者が事前に用意した質問事項及び概要説明会当日の応募者からの追加質問事項を広域連合と概要説明会参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を「第2回入札説明書等に関する質問・意見書（様式1-2）」にて記入することとし、質問回答をホームページにて公表する。ただ

し、応募者固有のノウハウに基づく部分については、広域連合と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、広域連合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和4（2022）年11月11日（金）17：00までとする。

2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する「第2回入札説明書等に関する質問・意見書（様式1-2）」に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

天草広域連合 環境衛生課 施設整備係

(イ) E-mail

ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp

(ウ) タイトル

「(応募者名) - 第2回入札説明書等に関する質問、意見」

3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、広域連合が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

第2回入札説明書等に関する質問への回答は、令和4（2022）年11月25日（金）に広域連合のホームページの掲載により公表する。

(10) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、広域連合は応募者の提案内容に関するヒアリングの実施を予定している。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和5（2023）年2月24日（金）17：00までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

5) ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

6) 入札結果の通知

令和5（2023）年5月中旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。

7) 審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、落札候補者とならなかったものは、その理由について広域連合に対して説明を求めることができる。

(イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、広域連合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00から17：00まで（ただし、12：00から13：00まで及び期間中の休日を除く。）とする。

(ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

8) その他

(ア) 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(11) 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料（第1回及び第2回質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

(イ) 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、広域連合が必要と認めた場合はこの限りではない。

(ウ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において広域連合が公表等を行うことができるものとする。

(エ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4) 資料の取扱い

広域連合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

(ア) 提出期限

令和5（2023）年2月24日（金）17：00までとする。

(イ) 提出方法

応募者が「辞退届（様式1-5）」を担当部署へ持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

(ウ) その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(イ) 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札

(オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

(キ) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して広域連合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、広域連合は入札参加者に通知することとする。

3. 入札に関する担当部署等

(1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

天草広域連合 環境衛生課

郵便番号	863-0001
住所	熊本県天草市本渡町広瀬 1687 番地 2
E-mail	ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp
ホームページ	https:// amakusa-kouikirengo.or.jp/

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記広域連合のホームページにて公表する。

4. 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとし、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、構成市町内に本社・本店がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- 3) 応募者の構成員の中から「(2) 2) (ア) 設計・建設業務のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、最終生成物の資源化を行う企業はこの限りではない。
- 5) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると広域連合が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する2者の場合。

- ① 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 入札参加年度における構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (ウ) 広域連合または構成市町のいずれかの市町の指名停止措置を受けている者
- (エ) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (キ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ケ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (コ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止

前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

- (ナ) 天草市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 4 号）、上天草市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 5 号）及び苓北町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）のそれぞれ第 2 条に規定する暴力団並びにその暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (ニ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ノ) 広域連合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ① 株式会社日建技術コンサルタント
 - ② 弁護士法人関西法律特許事務所
 - ③ 一般財団法人日本環境衛生センター
- (ヘ) 選定委員会の委員が所属する企業
- (ウ) 選定委員会発足から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者
- (ク) P F I 法第 9 条に該当する者

2) 各業務を行う者の要件

応募者のうち、本事業の設計・建設業務を行う者は、次の(ア)、(イ)、(ウ)の要件をそれぞれ満たす者の複数者による特定建設工事共同企業体で構成すること。

運営・維持管理業務を行う者は、次の(エ)の要件を満たす企業とすること。

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が次の該当する要件を満たすこととし、要件を満たさない企業が特定建設工事共同企業体に参画することを可とする。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。ただし(ア)と(ウ)を兼ねることは不可とする。

(ア) 設計・建設業務のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- ② 参加資格確認基準日において、P F I 事業（D B O を含む）により発注された廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 9 条の 3 に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ごみ焼却または熔融施設とリサイクル施設を元請として設計・建設した実績を両施設共に 1 件以上有すること。
- ③ 参加資格確認基準日において、以下の条件を満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 9 条の 3 に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の設計・建設実績を元請として各 1 件以上有すること。
 - i 平成 25（2013）年 4 月以降にしゅん工したストーカ式焼却方式（ただし、往復動火格子とする。）またはシャフト炉式ガス化熔融方式で、1 炉当たり 47.5 t / 日以上かつ炉構成が 2 炉以上で、ボイラ・タービン式発電設備を有する。

- ii 平成 25 (2013) 年 4 月以降にしゅん工したマテリアルリサイクル推進施設で、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕選別設備と、資源ごみの選別設備を有する。
 - ④ 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (イ) 設計・建設業務の建築物等の設計を行う者の要件
- ① 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- (ウ) 設計・建設業務の建築物等の建設を行う者の要件
- ① 応募年度における広域連合または構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿の建築工事の登載者であること。
 - ② 本施設と同種または類似の建築物の施工実績を有すること。
 - ③ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1000 点以上であること。
 - ④ 建設業法における建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (エ) 本事業の運営・維持管理業務を受託する者の要件
- 本事業の運営・維持管理業務を受託する者は、以下に示す要件を全て満たすこと。
- ① 参加資格確認基準日において、P F I 事業 (D B O を含む) により発注された廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 9 条の 3 に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ごみ焼却または溶融施設を元請 (応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。) での受注として 1 年以上に渡り運営・維持管理した実績を 1 件以上有すること。
 - ② 参加資格確認基準日において、以下の条件を満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 9 条の 3 に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の 1 年以上に渡る運営・維持管理実績を元請 (応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。) での受注として、1 件以上有すること。
 - i 平成 25 (2013) 年 4 月以降にしゅん工したストーカ式焼却方式 (ただし、往復動火格子とする。) またはシャフト炉式ガス化溶融方式で、1 炉当たり 47.5 t / 日以上かつ炉構成が 2 炉以上で、ボイラ・タービン式発電設備を有する。
 - ③ 廃棄物処理施設技術管理者講習 (ごみ処理施設コース) を修了し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、95t/日以上以上の施設 (1 年以上の稼動及び 1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。) の現場総括責任者 (施設の円滑な運転管理、保全等の総括的な責任を担う者) としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
 - ④ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置すること。

3) 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査申請書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、広域連合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外するものとする。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、広域連合は落札者決定を取り消すものとする。この場合において、広域連合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、広域連合が設置した選定委員会において審査及び落札候補者の選定を実施する。

天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業査選定委員会委員

	委員名	所 属	役 職
学 識 経 験 者	鳥居 修一	国立大学法人 熊本大学大学院 先端科学研究部教授（機械・エネルギー創生）	委員長
	北辻 政文	公立大学法人 宮城大学 食産業学群教授（建設環境材料学）	副委員長
行 政 機 関	塩先 敏彦	天草市 市民生活部長	委 員
	水野 博之	上天草市 市民生活部長	委 員
	松本 康秀	苓北町 水道環境課長	委 員
	瀨崎 正明	天草広域連合 事務局長	委 員

選定委員会発足から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が

広域連合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(イ) 非価格要素審査

基礎審査において広域連合の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札候補者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

(ウ) 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札候補者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

予定価格は以下のとおりとする。

予定価格：33,585,000,000円（消費税及び地方消費税除く。）

(エ) 総合評価及び落札候補者の選定

広域連合が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から落札候補者決定基準に定める総合評価方式により落札候補者を決定する。

3) 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を広域連合ホームページに掲載する。

第4章 本事業に関する提示条件

1. 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

広域連合は、本施設の設計・建設業務の対価として、建設請負費を建設事業者を支払う。
(詳細は添付資料-4「対価の支払い方法」参照)

(2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

広域連合は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営委託費を運営事業者を支払う。(詳細は添付資料-4「対価の支払い方法」参照)

(3) 支払の減額等

広域連合は、民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。(詳細は添付資料-5「モニタリング及び対価の減額」参照)

2. 売電収入の帰属先

運営事業者は、焼却(熔融)による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設での利用を行うとともに、余剰電力を電力会社または小売電気事業者へ売却する。

売電収入は広域連合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

3. 広域連合が適用を予定している交付金について

広域連合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は広域連合において行うが、建設事業者は広域連合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

4. 保険

民間事業者が加入する保険については、添付資料-6「民間事業者が付保する保険」を基本とする。ただし、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすることや提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、広域連合は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険(契約類型1型賠償責任保険C型)を付保する予定である。

5. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、広域連合と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、広域連合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、広域連合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

広域連合と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

(3) 業務の委託等

民間事業者は業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせることができる。ただし、構成員または協力企業以外の者へ委託し、または請け負わせる場合は事前に広域連合の承諾を得るものとする。

第5章 落札候補者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1. 特別目的会社の設立

落札者決定後には落札者は特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社へ出資することはできない。

- (1) 運営事業者の本店所在地は構成市町内としなければならない。
- (2) 落札者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (3) 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を広域連合に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、広域連合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

2. 契約内容に関する協議

広域連合と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

3. 事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者 : 落札者（企業グループ）
締結時期 : 落札者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者 : 落札者（企業グループ）及び落札者が設立する運営事業者（特別目的会社）
締結時期 : 令和5（2023）年7月中旬に仮契約を締結する。仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和5（2023）年8月上旬に正式契約を予定している。

(3) 建設工事請負契約

対象者 : 建設事業者（特定建設工事共同企業体）
締結時期 : 令和5（2023）年7月中旬に仮契約を締結する。仮契約は令和5（2023）年8月上旬の議決を経て正式契約を予定している。
※建設事業者は、事前に「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」、「委任状（共同企業体代表者への委任状）」を袋綴じしたものを提出すること。

(4) 運營業務委託契約

対象者 : 運営事業者 (特別目的会社)

締結時期 : 令和 5 (2023) 年 7 月中旬に仮契約を締結する。仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和 5 (2023) 年 8 月上旬に正式契約を予定している。

なお、特別目的会社が、焼却 (溶融) 後の最終生成物の運搬を第三者に委託する際、これが廃棄物運搬の再委託に該当する場合は、当該業務に関して三者契約を締結するものとする。

本事業スキームの概要については添付資料-2「契約スキーム」に示す。

4. 地位の譲渡等

広域連合の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

1) 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に広域連合に納付する。

(イ) 運營業務委託契約

運営事業者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営委託費の 100 分の 10 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に納付する。

2) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)

の保証

(ウ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

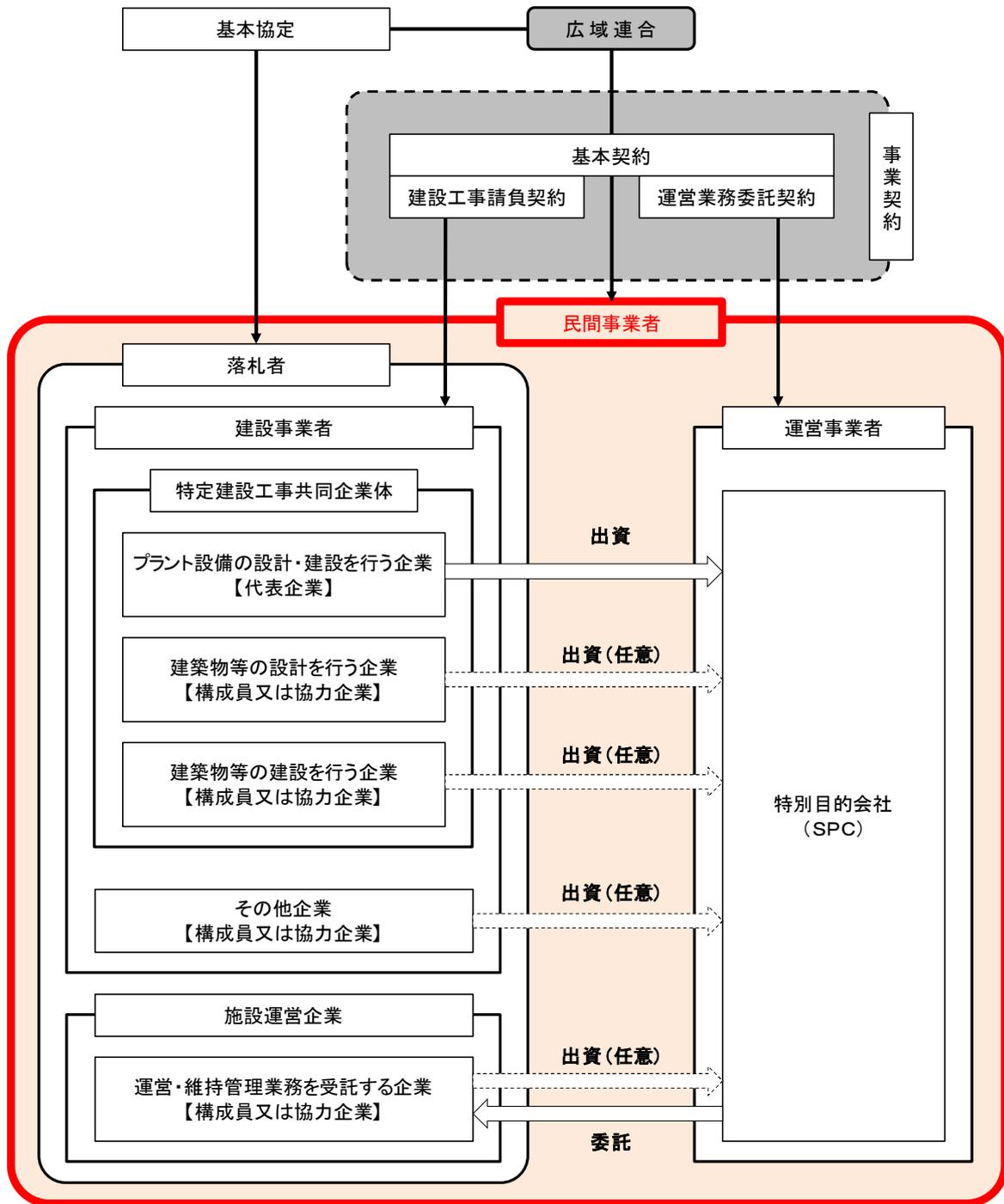
3) 契約保証金の免除

民間事業者は、前項の (ウ)、(エ) の保証を付した場合、契約保証金を免除することができる。なお、(エ) の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を広域連合に寄託すること。

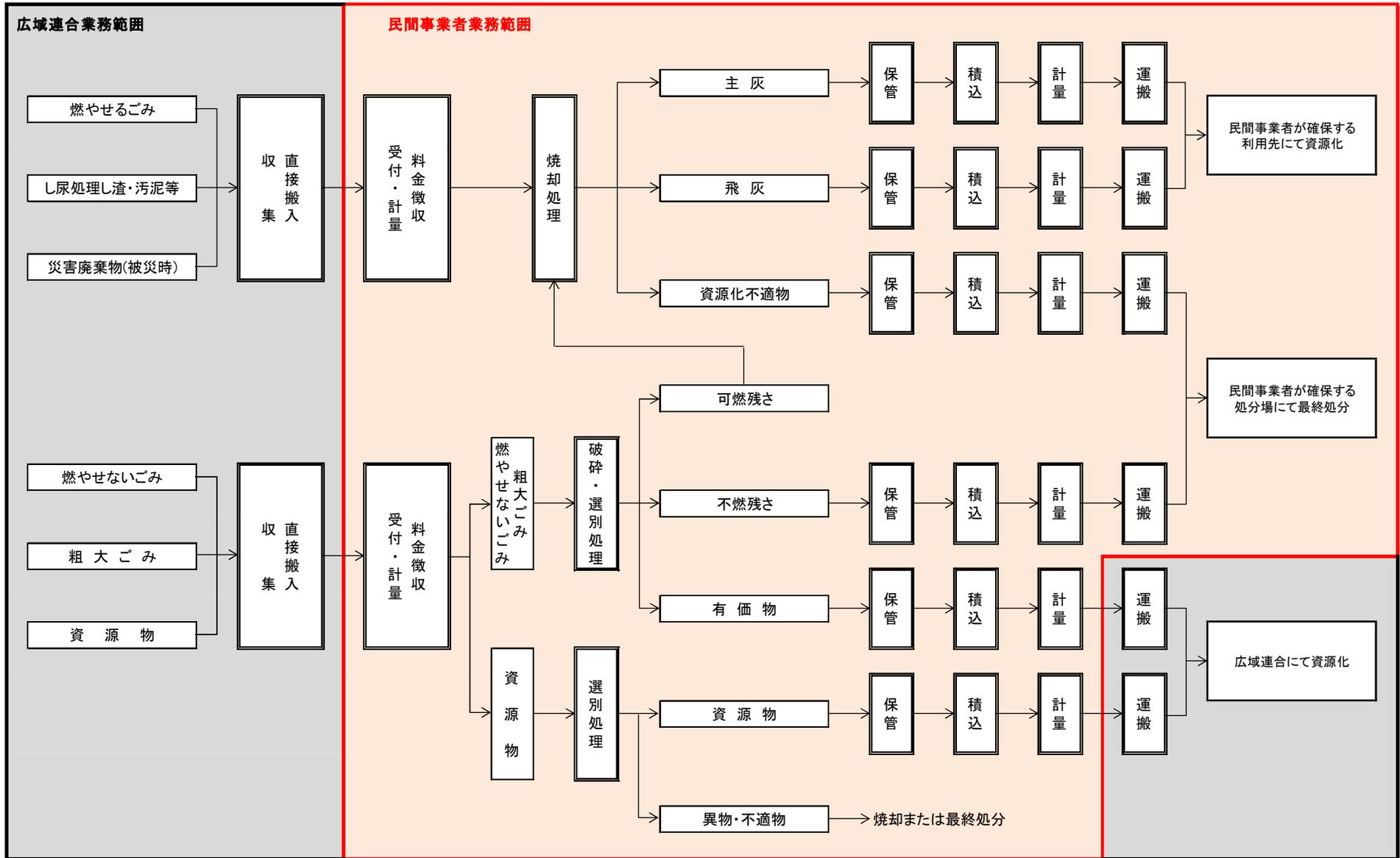
造成基本計画平面図



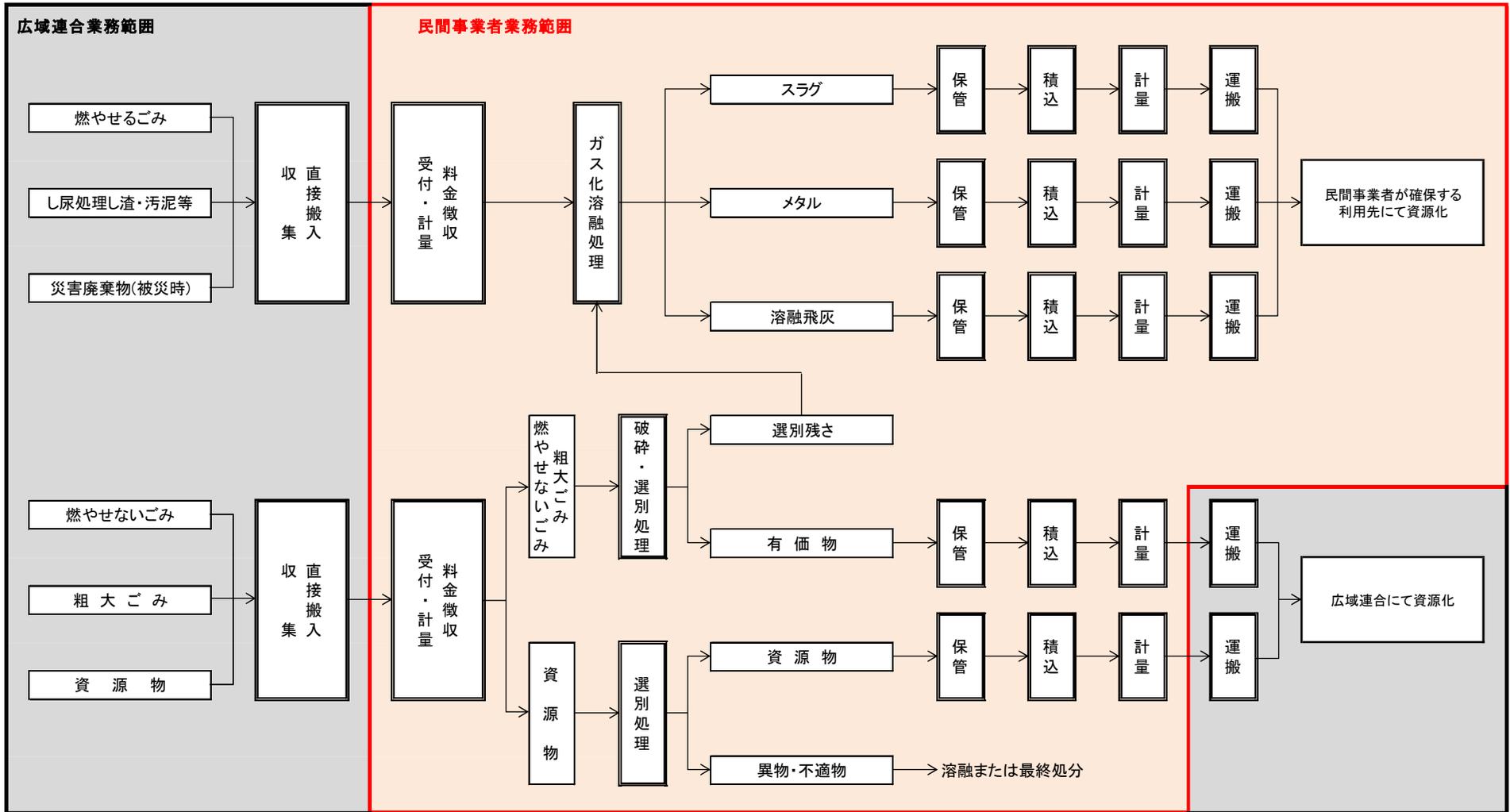
添付資料-2 契約スキーム



添付資料-3 (1/2) 役割分担概念図 <ストーカ式焼却方式+灰資源化>



添付資料-3 (2/2) 役割分担概念図 <シャフト炉式ガス化溶融方式>



添付資料-4 対価の支払い方法

1. 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、広域連合が民間事業者に支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表1 設計・建設業務費及び運営委託費の構成に示す。

(1) 建設請負費

設計・建設業務について、建設事業者に支払う対価

(2) 運営委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者に支払う対価

表1 建設請負費及び運営委託費の構成

支払いの対象となる業務	建設請負費及び運営委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	『建設請負費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	・左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運営・維持管理業務	『運営固定費』 ※実処理量の多寡に関係なく支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に1回とする。	・左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ・運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ・保全費は、法定点検費、定期点検費、補修費、更新費とする。 ・人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ・その他経費には、保険料、分析費、事務費、公租公課、SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ・SPC の利益を含む。 ・運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
	『運営変動費』 ※実処理量に応じて支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に1回とし、算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 四半期毎の支払金額 = 各支払期の実処理量 × 変動費単価 ※ただし第1～3四半期は計画処理量（当該年度の計画処理量 ÷ 4）に基づき仮払いし、年度末（第4四半期）に精算する。 </div>	・実処理量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ・年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ・SPC の利益は含まない。 ・運営・維持管理業務初年度の令和9年度は第2四半期から業務が開始する扱いとする。

2. 対価の支払い方法

(1) 建設請負費

本施設の建設請負費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金及び部分払について、建設工事請負契約書（案）に則って請求できる。

(2) 運営委託費

本施設の運営委託費は、令和9（2027）年7月1日から令和29（2047）年3月31日までの19年9か月間にわたり、運営・維持管理業務の履行状況のモニタリング結果を踏まえ、各年度の四半期に1回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、広域連合は提出を受けた日から10日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、各四半期末の翌月において広域連合から当該通知を受けた後速やかに請求書を広域連合へ提出する。広域連合は、請求書を受理した日から30日以内に運営委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎四半期均等とする。運営変動費については、計画処理量に基づき第1～3四半期に仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末（第4四半期）に精算する。

3. 運営委託費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運営委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質を逸脱し、運営事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと広域連合または運営事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

1) ごみ量変動

実処理量と運営事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営委託費の改定

運営委託費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費 (円)} = \text{実処理量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は 1 年に 1 回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 1) 提案時点の令和 4 (2022) 年度平均値を基準とし、表 3 に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表 4 に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めものとする。
- 2) 運営固定費については、1) に示す算定の合計が前回改定時の運営固定費と比較して±1.5%を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- 3) 運営変動費については、1) に示す算定が前回改定時の運営変動費と比較して±1.5%を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- 4) 毎年 8 月末時点で公表される最新の当該指標 (直近 12 か月平均値) に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の委託料を確定する。
- 5) 運営事業者は変動の有無にかかわらず、広域連合へ書面により毎年当該指標に係る報告を行うこと。
- 6) 改定された委託料は、翌年の第一期支払いから反映させる。
- 7) 初回の改定は、令和 8 年 8 月末時点で公表される最新の指標 (直近 12 か月平均値) に基づき、令和 8 年 9 月末までに見直しを行い、令和 9 年度の委託料を確定する。(比較対象は令和 5 年 1 月末時点で公表されている指標 (直近 12 か月平均値) とする。) 改定された委託料は、令和 9 年度の第二期支払いから反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約書に定めた額となる。
- 8) 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 9) 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、広域連合と運営事業者で協議を行うものとする。
- 10) なお、本事業の応募者が表 3 に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札候補者決定後の協議において広域連合とその妥当性について協議を行うことができる。

表 3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力（もしくは産業用特別高圧電力）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／水道（もしくは上水道）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／灯油（もしくは燃料油）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）	
その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）	
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）

表 4 運営委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営委託費	F_t	入札時に提示される令和 [t] 年度の運営委託費。
改定後の運営委託費	F'_t	物価変動等に基づく改定後の令和 [t] 年度の運営委託費。
物価指数	I_t	表に示す指標の令和 [t] 年度の平均値。

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_4} \quad (\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_4})$$

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

広域連合は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に広域連合が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運転管理マニュアル（以下、「要求水準書等」という。）に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、または達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく広域連合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で広域連合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営委託費の減額に関する基本的考え方

運営委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は運営業務委託契約に基づき運営事業者が広域連合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。

(4) モニタリングの方法

1) 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済財務書類をそれぞれ期日までに作成して広域連合に提出するものとする。

2) 広域連合によるモニタリング

広域連合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 10 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者へ通知する。運営事業者は広域連合が行うモニタリングにつき、広域連合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に広域連合と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

広域連合が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 周辺環境モニタリング

広域連合は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(エ) 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、広域連合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、運営事業者はこの報告の他に年 1 回、財務諸表を広域連合に提出すること。

2. 業務改善についての措置

(1) 是正勧告（1 回目）

広域連合は、「(4) モニタリングの方法」に定めるモニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

1) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している、または初発でも重大であると認めた場合、広域連合は事業者へ適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、広域連合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について広域連合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を広域連合へ提出し、広域連合の承諾を得ること。

2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準等の内容を満たすことができない場合、運営事業者は

広域連合に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について広域連合と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると広域連合が判断した場合、広域連合は対象となる業務の中止または停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(2) 改善の確認

広域連合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(3) 是正勧告（2回目）

上記(2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと広域連合が判断した場合、広域連合は運営事業者に2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4) 契約の解除

上記(3)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと広域連合が判断した場合、広域連合は運営業務委託契約を解除することができる。

3. 運営・維持管理業務委託料の減額の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す減額措置を行う。

(1) 減額の対象

減額の対象は、運営固定費とする。

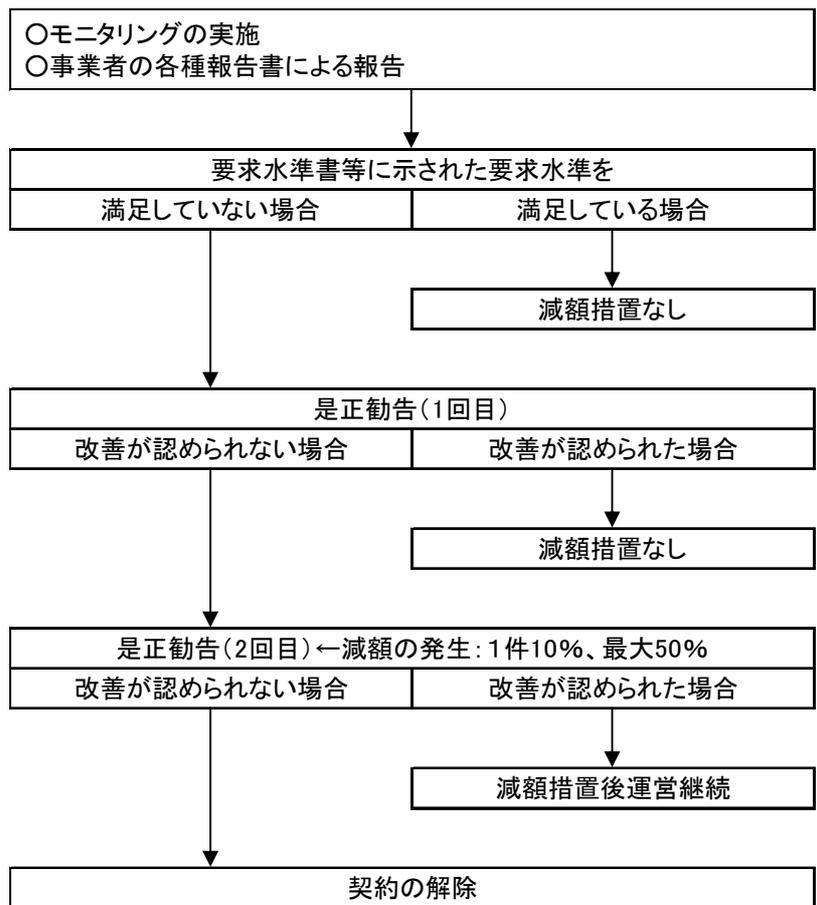
(2) 減額の決定

モニタリングの結果、広域連合が2回目の是正勧告を行った場合、当該事象に対して2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、月の日割り計算で運営事業者を支払う運営委託料を減額する。

(3) 減額の程度

運営業務に係る対価の減額の程度は、1件の是正勧告に対して減額対象の10%とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は、50%とする。

是正勧告数	減額措置の内容
1件	10%の減額
2件	20%の減額
3件	30%の減額
4件	40%の減額
5件以上	50%の減額



(4) 減額の算定方法

$$\text{減額} = 1 \text{日当たりの運営固定費}(\text{円}/\text{日}) \times \text{当該月において是正にかかった日数}(\text{日}) \\ \times \text{減額率}(\%)$$

ただし、「1日当たりの運営固定費(円/日)」とは、当該年度の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

添付資料-6 事業者が付保する保険

1. 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた
損害

保険契約者：建設事業者

被保険者：建設事業者

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担する
ことにより被る損害を担保

保険契約者：建設事業者

被保険者：建設事業者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

免責金額：なし

2. 運営・維持管理期間

(1) 本施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険の対象：本施設の使用若しくは管理又は本設内での事業遂行に伴う法律上の損害、
賠償責任を負担することによって被る損害

保険契約者：運営事業者

被保険者：広域連合、運営事業者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保険期間：運営・維持管理業務期間とする。

免責金額：なし